

参 考 資 料

第103号議案 業務委託契約締結の件（箕面船場阪大前駅前地区内における 証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務）	2
第104号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立止々呂美ふるさと自然館）	5
第107号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立斎場及び箕面市立靈園）	18
第108号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立医療保健センター）	36

箕 面 市

契 約 書

1 業務名称	箕面船場阪大前駅前地区内における証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務												
2 履行場所	箕面船場阪大前駅前地区内												
3 履行期間	令和3年（2021年）5月3日 から 令和8年（2026年）5月2日 まで (地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)												
4	契約金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額					別	紙	の	と	お	り		
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。												
5	契約保証金	免除											
6	適用除外条項	第3条											

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

なお、この契約は仮契約として締結するものであり、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第34条第3項の規定により議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得られたときに本契約としての効力が生ずるものとする。

令和2年（2020年）11月6日

発注者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上島一彦印

受注者 所在地 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号

商号又は名称 東京ビジネスサービス株式会社

代表者 代表取締役 野島信明㊞

(省略)

(別紙)

契約金額は、以下の人工費（単価×交付件数）と固定費を合算した額とする。

なお、交付件数については実績件数とする。

1. 人工費は、単価で定め以下のとおりとする。

項目	単価
人工費	52.8円
うち取引に係る 消費税及び地方消費税	4.8円

2. 固定費は、5年間の総額で以下のとおりとする。

項目	総額
固定費	385,000円
うち取引に係る 消費税及び地方消費税	35,000円

※固定費とは、本委託業務に係る入札実施要項中第13の2に定める受託者が負担する備品及び運営費をいう。

箕面市立止々呂美ふるさと自然館の指定管理者に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と株式会社スノーピーク（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立止々呂美ふるさと自然館（以下「自然館」という。）の指定管理者に係る協定を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例（平成22年箕面市条例第25号。以下「条例」という。）に基づく自然館の指定管理者の行う管理運営等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、自然館の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間の柔軟な発想や独自のノウハウを活用し、自然館の設置目的の達成、サービスの向上及び自然館の効果的、効率的な管理運営を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、自然館が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行う自然館の名称及び位置等は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立止々呂美ふるさと自然館
- (2) 所在地 ① 本館 箕面市下止々呂美962番地
② 野外活動緑地 箕面市下止々呂美727番
- (3) 施設規模 ① 本館 (敷地面積7,314.13m²)
 - ・1号館（東館） 鉄骨造
 - ・2号館（西館） 鉄筋コンクリート及び鉄骨造
 - ・屋外グラウンド
 - ・その他（駐車場、倉庫、ごみ集積場）
② 野外活動緑地 (敷地面積約41,000m²、調整池を含む。)

- ・管理棟 木造
 - ・炊事棟 木造（2棟）
 - ・その他（合併処理浄化槽、貯水タンク、進入路）
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって自然館を管理しなければならない。
- 3 乙は、甲が認めた場合を除き、第6条第1項各号に掲げる業務（以下「本業務」という。）を履行する目的以外に自然館を使用してはならない。

（指定期間等）

第5条 本協定による指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

- 第6条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 条例第3条第2項各号に規定する業務
 - (2) 甲及び甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
 - (3) 災害時の対応に関する業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
- 2 本業務を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市立止々呂美ふるさと自然館指定管理者募集要項」（令和2年9月制定。以下「募集要項」という。）及び「箕面市立ふるさと自然館指定管理者業務水準書」（令和2年9月制定）の定める事項を遵守するものとする。

（業務の範囲の変更）

- 第7条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲の変更を求めることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

（自主事業）

- 第8条 乙は、第6条に定める業務の範囲以外に、自然館の設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施による事業収入は、乙の収入として收受させるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならぬ。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第9条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第10条 乙は、本業務を行うにあたり必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第12条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、本業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第13条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に自然館の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であつて甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 乙は、条例第16条の規定を遵守するとともに、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、自然館の管理に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 自然館の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
- 3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修等の実施)

第15条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第16条 甲は、別途作成する備品等一覧に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第17条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、第16条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第16条第1項の備品等一覧とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した事業計画書等を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業概要及び実施時期（自主事業を含む。）
- (2) 人員配置その他体制
- (3) 管理業務に要する経費及びその内訳（収支予算書）
- (4) 施設、附属設備等の維持管理計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第20条 乙は、第9条の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書と

してとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後60日（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における自然館の管理運営業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況等の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況等を確認することを目的として、隨時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第22条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、乙による業務の実施が募集要項等の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第24条第2項の規定による必要な措置を講じなかつたときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第23条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

（評価の実施）

第24条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
(2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会

- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (4) 評価の実施時における説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 利用料金等

(利用料金)

第25条 甲は、乙に自然館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(対価の支払)

第26条 甲は、本業務の実施に係る対価については、これを支払わない。

(納付金)

第27条 乙は、指定期間の各会計年度において、自然館の管理運営（自主事業を除く。）に係る利益が生じた場合は、当該利益の5パーセントを甲の指定する方法により、納付するものとする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第28条 自然館の管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。以下同じ。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第29条 乙は、自然館の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなけ

ればならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならぬ。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

第30条 乙は、本業務の実施にあたり、自然館の施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第31条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第32条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第34条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき。
 - (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
 - (3) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
 - (4) 自然館の管理運営上不適切な行為があったとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取消しの要否及びその理由
 - (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (3) その他必要な事項
- 3 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

- 第35条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。
- 2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

- 第36条 甲又は乙は、不測事態の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定による指定の取消しによって乙に発生する損害、損失又は増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(業務の引継ぎ等)

- 第37条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(原状復帰義務)

第38条 乙は、指定期間の満了等までに、指定開始日を基準として自然館を原状に復帰し、甲に対して自然館を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は自然館の原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対して自然館を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第39条 乙は、指定期間の満了等に際し、備品等を次のとおり扱うものとする。

- (1) 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第18条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、条例第19条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第41条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第42条 乙は、条例第12条第3号、第14条第3号及び第16条の2に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第43条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生

じたときは、甲乙協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第44条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第46条 この協定書は、箕面市議会において、自然館に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかつたとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年(2020年)11月11日

甲 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上島一彦

乙 新潟県三条市中野原456番地

株式会社スノーピーク

代表取締役社長 山井梨沙

【別紙1】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び乙の従事者は、この協定書に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報保護条例その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

リスク分担表

分類	項目	注釈	指定期間	市	協議事項
法令改正	法令改正等に伴う施設改修等の必要の発生	各種税法を除きます		○	
物価変動	指定管理開始後のインフレ又はデフレ			○	
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張			○	
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況の発生			○	
利用料金未収	利用料金の未収による収入減			○	
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷 経年劣化等管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷	不可抗力によるものを含む		○	
	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）			○	
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）			○	
	施設の大規模（建物構造に係る箇所）な改修・修理	指定管理者の故意又は過失によるものを除く		○	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害 管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	指定管理者が一定の保険に加入するものとします		○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	不可抗力によるものを含む		○	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク			○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延	不可抗力によるものを含む		○	
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延			○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延			○	
	不可抗力による事業の中止・遅延（原則として、休業補償は行いません。）			○	
その他	指定管理者の事業放棄・破綻 必要な資金の確保			○	
	金利の変更			○	
	応募に係るコスト			○	
	管理業務開始前の準備行為及び業務終了後の引継ぎに関する費用			○	

箕面市立聖苑及び箕面市立霊園の指定管理者に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と太陽築炉工業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立聖苑及び箕面市立霊園（以下これらを「両施設」という。）の指定管理に係る協定を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、箕面市立斎場条例（平成22年箕面市条例第26号。以下「斎場条例」という。）第4条第2項及び箕面市立霊園条例（平成22年箕面市条例第27号。以下「霊園条例」という。）第4条第2項に基づく両施設の指定管理者の行う管理運営等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 指定管理者の指定の意義は、次に掲げるとおりであり、甲乙双方はこれを確認する。

- (1) 斎場条例第1条及び霊園条例第1条に定める目的を達成する。
- (2) 住民の平等利用の確保、かつ利便性の向上を図る。
- (3) 民間の柔軟な発想や独自のノウハウを十分に發揮して、両施設の効用を最大限に發揮し、もって市民サービスの向上と行政コストの削減を図る。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、両施設が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める内容について、乙の従業員（第10条第1項の規定により委託した場合における当該受託者の従業員を含む。）に対して指導及び教育を徹底し、業務の実施にあたり遺漏のないようにしなければならない。また利用者等からの利益の供与を受けることがないよう、必要な指導を行うものとする。
- 3 乙は、本協定締結後速やかに、業務の遂行を指揮監督する責任者を定め、甲に届け出なければならない。届け出た責任者を変更したときも、また同様とする。

- 4 乙は、周辺住民、利用者等からの意見及び苦情に対し、誠意をもって対応し、速やかにその問題の解決を図り、甲に報告するものとする。
- 5 乙は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第12条に規定する管理者の義務を果たさなければならない。
- 6 乙は、利用料金、開館時間、休館日等利用に当たっての条件等について、甲の承認の上決定し、公表するものとする。
- 7 乙は、聖苑の利用が暴力団の利益になるときには、その利用を許可しないものとする。また、許可後に聖苑の利用が暴力団の利益になると認められた場合は、利用の許可を取り消すことができる。
- 8 乙は、前項の場合において必要と認めるときは、その事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう甲に求めるものとする。

(管理する施設)

第4条 乙が指定管理者として管理を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 箕面市立聖苑（複合施設：火葬施設・葬儀施設・駐車場施設）

所在地 箕面市半町四丁目6番32号

施設規模 敷地面積 7,948m² 延床面積 7,534m²

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階付き2階建

施設内容

(火葬施設)

炉機械室、告別室、収骨室、靈安室、エントランスホール、
炉前ホール、お見送り室、制御室、送風機室、残骨処理室、
従事者控室等

(葬儀施設)

式場、親族控室、宗教関係者控室、控室（和室、洋室）、洗面室、
待合ホール

(駐車場施設)

正面玄関横、地下駐車場

(その他)

事務室、会議室、待合ロビー、コインロッカー、授乳室兼更衣室、
女性用更衣室

(2) 箕面市立霊園

所在地 箕面市半町四丁目728番地

総面積 10,718m²

施設内容 駐車場、トイレ、水汲場、合葬式墓地

(3) 管理の除外

- 甲が、箕面市公有財産規則（昭和60年箕面市規則第3号）に基づき使用を許可する範囲については、△の管理から除外する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって両施設を管理しなければならない。
 - 3 乙は、甲が認めた場合を除き、第6条に掲げる業務（以下「本業務」という。）を履行する目的外で両施設を使用してはならない。

(指定期間及び会計年度)

- 第5条 本協定による指定期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

- 第6条 甲は、斎場条例第4条第2項及び靈園条例第4条第2項の業務を乙に行わせる。
- 2 前項に掲げる本業務の細目に定めのないものについては、「箕面市立聖苑・靈園指定管理者募集要項」（令和2年9月制定）及び「箕面市立聖苑・靈園指定管理者業務水準書」（令和2年9月制定）の定めるところによるものとする。

(業務の範囲、業務の細目等の変更)

- 第7条 甲又は乙は、必要と認めたときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲の変更を求めることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
 - 3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定するものとする。
 - 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

第3章 特定提案

(特定提案の実施)

- 第8条 乙は、特定提案について、自らの費用をもって実施するものとする。
この際、乙は甲に対し、一切の負担を求めてはならない。
- (1) 実施に際しては、乙は、甲の承認を得なければならない。
 - (2) 甲は、特定提案実施後においても、乙に中止を求めることができる

ものとし、乙はこれに従わなければならない。

- (3) 特定提案実施に伴う備品等は、第20条の規定に従うものとする。
- (4) 乙は、指定開始に先立ち特定提案の実施のために必要な管理施設の改修等について、甲と協議の上実施するものとする。

第4章 業務の実施

(業務の実施)

第9条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第21条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

- 2 乙は、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を実施しなければならない。
- 3 乙は、前項の人材を確保するにあたり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）のほか、労働関係法規を遵守するとともに、適正な雇用関係に努めなければならない。

(第三者による実施)

第10条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。

- 2 乙が業務の一部を第三者に実施させるとときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
- 3 聖苑地下駐車場施設の管理運営は、斎場条例第21条に基づき、市が指定する範囲において、南半町自治会に委託するものとする。

(障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律への取組み)

第11条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していないときは、達成に向けて努力しなければならない。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨を踏まえた取組を進めるよう努めなければならない。

(事故等の報告)

第12条 乙は、業務の実施に当たり事故等が発生したときは、その責めに帰

すべき理由か否かにかかわらず、速やかに、甲にその状況を報告しなければならない。

(緊急時等の対応)

第13条 乙は、事故、災害等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、両施設の利用者に危険等があると判断するときは、両施設の管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議する暇がないときは、乙は利用者の安全の確保その他の必要な措置を速やかに講ずるとともに、甲を含む関係機関に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

2 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係機関の指示に従うものとする。

(危機管理マニュアルの作成)

第14条 乙は、災害時の応急措置等をまとめたマニュアルを策定し、乙の従業員（第10条第1項の規定により第三者に委託した場合における当該受託者の従業員を含む。以下、この章において同じ。）に周知しなければならない。

2 乙は、施設で発生するおそれのある事故等についての応急措置等をまとめたマニュアルを策定し、乙の従業員に周知しなければならない。

3 前2項のマニュアルは、本協定締結後、速やかに甲に提出し、承認を得なければならない。

(情報公開、文書の管理等)

第15条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に両施設の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに關し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。

4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない

い。

- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第16条 乙は、別紙1「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 両施設の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、また、同様とする。
- 3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙及び乙の従事者は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）の趣旨を遵守するとともに、同条例第8章の罰則規定の適用を受けるものとする。

(公益通報等の報告)

第17条 乙は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、同要綱第4条に定める通報窓口に公益通報をすることができる。

- 2 乙は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。
- 4 乙は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、別紙2「備品一覧表」に示す備品等を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保ち、適正に管理しなければならない。

- 3 乙は、別紙2「備品一覧表」に示す備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により、甲が承認した場合に処分できることとし、処分に関する費用が発生するときは、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 乙は、前2項により、備品等の処分等を行ったときは、別紙2「備品一覧表」を更新するものとする。

(備品等の帰属)

第19条 前条の備品等は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

- 第20条 乙は、第18条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。
- 2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第18条第5項により更新した備品一覧とは別にこれを管理するものとする。

第6章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

- 第21条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- (1) 事業計画
 - (2) 収支計画
 - (3) 施設、附属設備等の維持管理計画（改修計画）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの
- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

- 第22条 乙は、第6条第1項の規定に基づき業務を実施するに当たっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状

況や利用状況及び収入の実績、施設の点検及び修繕の状況、利用者からの苦情や意見、備品の管理状況等を業務報告書としてとりまとめ、翌月 10 日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定に基づき、両施設の管理業務に関し、当該年度における管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況、施設の点検及び修繕の状況、利用者からの苦情や意見、備品の管理状況等、乙による管理の実態を把握するため必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の 5 月 31 日までに、甲に提出しなければならない。

(業務評価及び実地調査等)

第 23 条 甲は、前条の規定による乙の提出物に基づき、業務評価を実施する。

- 2 甲は、業務評価の実施にあたって必要があるときは、甲が定める書類の提出を求めるとともに随時、実地調査することができる。また、乙に対して必要な報告を求めることができる。

- 3 乙は、甲が行う業務評価及び実地調査にあたって積極的に協力するものとし、その実施を拒み、又は妨げてはならない。

- 4 甲は、業務評価及び実地調査の結果を公表することができる。

(甲による業務の改善勧告)

第 24 条 甲は、前条による業務評価及び実地調査の結果、乙による業務の実施が甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(利用者アンケート)

第 25 条 乙は、利用者の意見、要望等を把握するため、甲と協議の上、アンケートを実施するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第 26 条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から 10 日以内に甲に届け出なければならない。

(指定管理料)

第27条 甲は、本業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料を乙に支払う。

期 間	指定管理料（税込）
令和3年4月1日から令和4年3月31日	16,280,000円
令和4年4月1日から令和5年3月31日	14,190,000円
令和5年4月1日から令和6年3月31日	12,650,000円
令和6年4月1日から令和7年3月31日	11,000,000円
令和7年4月1日から令和8年3月31日	9,130,000円
令和8年4月1日から令和9年3月31日	7,700,000円
令和9年4月1日から令和10年3月31日	5,720,000円
令和10年4月1日から令和11年3月31日	3,960,000円
令和11年4月1日から令和12年3月31日	1,870,000円
令和12年4月1日から令和13年3月31日	0円

2 第7条第3項の規定による業務範囲及び関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(支払方法)

第28条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、前金払い(4月、7月、10月及び1月にそれぞれ年間の指定管理料の4分の1の額(端数は1月の支払いに含める。))を支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

(利用料金)

第29条 甲は、乙に聖苑の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、また、同様とする。

第8章 損害賠償及び不可抗力

(危険負担)

第30条 両施設の管理に伴う危険負担については、別紙3「箕面市と指定管理者の責任分担（リスク分担）一覧」のとおりとする。ただし、別紙3「箕面市と指定管理者の責任分担（リスク分担）一覧」に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(損害賠償等)

第31条 乙は、両施設の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除き、乙の費用負担において解決にあたる。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

第32条 乙は、本業務の実施にあたり、両施設の施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第33条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力による発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

第34条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第35条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部

の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかつた場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を第27条第1項に規定する指定管理料から減額することができるものとする。

第9章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第36条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者により両施設を調査することができるものとする。

(原状復帰義務)

第37条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準として両施設を原状に復帰し、甲に対して両施設を明渡さなければならない。ただし、第8条の特定提案の実施のために改修した施設等については、甲乙協議により決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は両施設の原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対して両施設を明渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第38条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 乙は、第18条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 第20条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 指定期間の満了前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し)

第39条 甲は、乙が斎場条例第8条各号又は靈園条例第8条各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

2 甲は、第24条第1項に定める改善勧告にもかかわらず、乙が勧告の対象となった事項を改善しないときは、甲は、斎場条例第8条第1号又は靈園条例第8条第1号に該当すると認めて乙の指定を取り消すことができる。

3 甲は、前2項の規定により、指定を取り消そうとする場合は、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならぬ。

(1) 指定取消しの理由

(2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

4 指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第40条 乙は、指定期間内において、指定管理者を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により、甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第41条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の規定における指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間満了前の指定の取消し時の取扱い)

第42条 第39条から第41条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第28条の規定にかかわらず、甲は日割計算により第27条第1項の指定管理料を支払うものとする。

2 前項の指定の取消しがあった場合、第36条から第38条までにおいて「指定期間の満了」とあるのは、「指定期間の取消しのあった日」と読み替える。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りでない。

第11章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第43条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第44条 乙は、両施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、第22条の規定により甲に提出する事業計画書にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、協議の上、実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第45条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第46条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたとき若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第47条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定締結にかかる費用)

第48条 本協定の締結に係る費用は、すべて乙の負担とする。

(協定の効力)

第49条 この協定書は、箕面市議会において、箕面市立聖苑及び箕面市立公園に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決を得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年（2020年）11月5日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 上島一彦 印

乙 福岡市博多区東公園6番21号
太陽築炉工業株式会社
代表取締役 江口正司 印

【別紙1】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報にかかる事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用または使用してはならず、またこれらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び乙の従事者は、協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製してはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報保護条例（平成2年条例第1号）その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。
- 6 乙は、指定管理業務を履行するに当たり知り得た甲もしくは甲の関係者の秘密事項若しくは情報又は甲の所有する個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。またこの秘密保持等の義務は、協定終了後も継続するものとする。

【別紙2】 省略

【別紙3】

箕面市と指定管理者の責任分担（リスク分担）一覧

種類	リスクが生じる原因 内容	リスク負担	
		市	指定 管理者
法令改正	法令改正による施設改修等 ※1	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ	○	
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張	○	
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況	○	
利用料金未収	利用料金の未収による収入減	○	
施設設備等の 損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷	○	
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む）	○	
	消費税込み支払額が10万円以下の軽易な工事又は修繕（指定管理者の故意又は過失によるものを除く）	○	
	消費税込み支払額が10万円超の軽易な工事又は修繕（指定管理者の故意又は過失によるものを除く）	○	
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）	○	※2
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害	○	※2
運営リスク	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害不可抗力によるものを含む	協議事項	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴	協議事項	

	う運営リスク（不可抗力によるものを含む）	
	施設設置者の責任による業務の中止・遅延	○
	指定管理者の責任による業務の中止・遅延	○
	不可抗力による業務の中止・遅延 ※3	協議事項
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等による費用の発生	○
住民への対応	指定管理業務の内容に対する住民からの苦情、要望等	○
	上記以外の市政全般に関する苦情、要望等	○
業務開始・終了時等の費用	指定管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎ（撤収費用含む）に関する費用	○
	指定管理期間中に業務を廃止した場合における引継ぎ（撤収費用含む）に関する費用	○
その他	指定管理者の事業放棄・破綻	○
	必要な資金の確保	○
	金利の変更	○
	応募コスト	○

※1 税法の改正は除く。

※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとする。

※3 原則として、休業補償は行わないものとする。

箕面市立医療保健センター及び箕面市立医療保健センター分室 の指定管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と一般財団法人箕面市医療保健センター（以下「乙」という。）は、箕面市立医療保健センター及び箕面市立医療保健センター分室（以下「センター等」という。）の指定管理に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定書の目的）

第1条 この協定書は、箕面市立医療保健センター条例（平成17年箕面市条例第48号。以下「条例」という。）に基づくセンター等の指定管理者の行う管理運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

（管理運営する施設）

第2条 乙が管理運営する施設は、次のとおりとする。

- (1) 箕面市立医療保健センター（以下「センター」という。）
 - (ア) 位 置 箕面市萱野五丁目8番1号 総合保健福祉センター3階
 - (イ) 占有面積 2,044m²
- (2) 箕面市立医療保健センター分室（以下「センター分室」という。）
 - (ア) 位 置 箕面市萱野五丁目1番14号
 - (イ) 施設面積 延面積 2,238.1m²

（業務の範囲等）

第3条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する小児の急病患者の診療に関する業務
- (2) 条例第2条第2号に規定する疾病の早期発見を図るための総合的な検診等に関する業務
- (3) 条例第2条第3号に規定する予防歯科に関する業務
- (4) 条例第2条第4号に規定する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に規定する特定健康診査及び同法第24条に規定する特定保健指導に関する業務
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業のうち甲が必要と認める業務
- (6) 健康増進法（平成14年法律第103号）第4条に規定する健康増進事業のうち甲が必要と認める業務
- (7) 条例第3条第2項第2号に規定するセンター等の施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (8) その他甲が定める業務

2 乙は、前項に規定する業務を行うにあたり必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(施設、付属設備等の修繕・維持管理業務)

第4条 乙は、前条第1項第7号に規定するセンター等の施設、附属設備等の維持管理に関し、関係法令その他通達等を遵守し、適正な管理を行わなければならない。

2 施設の大規模改修（工事、原型を変える修繕及び模様替え）は、原則、甲が行い、これ以外の修繕については、原則、乙が行うものとする。

3 乙は、前条第1項第7号に規定する業務として、センター分室について次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 警備業務
- (2) 清掃業務
- (3) 消防設備等保守点検業務
- (4) 汚水槽及び受水槽の清掃業務
- (5) 自家用電気工作物点検業務
- (6) 電話器保守管理業務
- (7) 消防設備等保守点検業務
- (8) 自動ドア保守点検業務
- (9) 空調機器の保守点検業務
- (10) 敷地内樹木管理業務

4 その他、施設の修繕及び維持管理業務に関して定めのない事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(指定期間等)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 管理運営業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理者の責務)

第6条 乙は、管理運営業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(変更の届出等)

第7条 乙は、その名称、所在地、寄附行為及び理事その他甲が定める事項に変更があったときは、10日以内に、甲に届け出なければならない。

2 乙は、第3条第2項各号に規定する業務以外の業務について、甲の承認を受けたときは、センター等の設置目的の範囲内において実施できるものとする。

(実費弁償)

- 第8条 甲は、センターと同一建物内にある共有部分を管理し、当該建物に係る光熱水費及び施設等維持管理費（以下「管理費等」という。）を一括して支払うものとする。
- 2 乙は、前項の管理費等のうち、センターの占有部分（床面積1,890m²）及び占有床面積で按分された共有部分（床面積154m²）に係る管理費等を負担するものとする。
- 3 前項に規定する管理費等の負担方法等については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
- 4 乙は、センターフラフ室及びセンターフラフ室と同一建物にあるその他の施設の管理費等を一括して支払うものとする。
- 5 乙は、前項の管理費等のうち、一般社団法人箕面市医師会、一般社団法人箕面市歯科医師会及び一般社団法人箕面市薬剤師会が甲の許可を得て占有する部分（建物全体の床面積2,238.1m²のうち182.1m²）に係る管理費等を当該占有者に負担させることができる。

（指定管理料）

- 第9条 センター等の管理運営に伴う指定管理料は、条例第8条第4項に規定する利用料金収入をもって充てる。
- 2 前項の規定に関わらず、乙は、第3条第2項第1号に規定する業務の適正な執行管理の下において生ずると認められる収支不足額については、あらかじめ甲に申し出ることができる。
- 3 甲は、前項の申し出があったときは、その内容を精査し、甲乙協議の上必要な助成を行うものとする。

（補助金の交付）

- 第10条 前条第2項及び第3項に規定する収支不足額に係る助成に関し必要な事項は、箕面市補助金交付規則（昭和46年箕面市規則第2号）に定めるものほか、箕面市立医療保健センター管理運営事業費補助金交付要綱（平成3年箕面市訓達第5号）の定めるところによる。

（受付時間及び休日）

- 第11条 センター等の受付時間及び休日は、条例第7条の規定による。
- 2 乙は、条例第7条に規定する受付時間及び休日を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

（災害時等の対応）

- 第12条 乙は、台風、地震その他の災害により、センター等の利用者に危険等があると判断したときは、センター等の管理について甲に協議しなければならない。
- 2 乙は、災害時等に備えて、防災マニュアルを作成し、管理運営業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

- 3 乙は、災害等により緊急事態が発生したとき又は発生するおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係機関にその旨連絡しなければならない。
- 4 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲の指示に従わなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、災害時等の対応については、別紙「災害時等の対応に関する事項」に定めるとおりとする。

(センター等の破損等の報告)

第13条 乙は、故意又は過失によりセンター等を破損し、又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するよう原状回復しなければならない。

(苦情、要望等への対応)

第14条 乙は、センター等の利用者等から苦情、要望等の申出があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。この場合において、苦情、要望等の内容が甲に関するものであるときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(備品の設置)

第15条 乙は、第3条第2項各号に掲げる業務の遂行に必要と認める備品をセンター等に設置するものとする。ただし、設置にあたっては、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(貸与備品)

第16条 甲は、別添「備品台帳」に示す備品等（以下「備品等」という。）を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定管理期間中、備品等を適切に管理しなければならない。
- 3 乙は、備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により、甲が承諾した場合に処分できる。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等を破損し、又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 乙は、前2項により、備品等の処分等を行ったときは、別添「備品台帳」を更新するものとする。

(事業計画書等の提出)

第17条 乙は、毎年度甲が指定する日までに、第3条第2項各号に規定する業務の実施に係る事業計画書及び予算書を、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の事業計画書及び予算書が提出されたときは、その内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(事業報告書の提出)

- 第18条 乙は、毎年度終了後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定に基づき、その管理するセンター等の管理運営業務に関し、当該年度における管理運営業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理運営経費の収支状況等、乙による管理運営の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月25日までに、甲に提出し、その確認を受けなければならない。
- 2 乙は、管理運営業務に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、領収書その他収支の事情を明らかにする証拠書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を当該会計年度終了後10年間保管しなければならない。

(管理運営業務の報告等)

- 第19条 甲は、管理運営業務の適正な履行を確保するため、必要に応じ、乙に対して、当該管理運営業務の履行状況及び経理状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又はセンター等の円滑な運営に必要な措置を命ずることができる。

(個人情報の取扱い)

- 第20条 乙は、別紙「指定管理者における個人情報保護の取扱いに関する事項」を遵守し、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
- 3 乙及び乙の従事者は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(情報の公開、文書の管理)

- 第21条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえて、センター等の管理運営に関する情報を公開しなければならない。
- 2 乙は、業務にかかわって作成し、又は取得した文書、写真（フィルムを含む）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られた記録をいう。以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 センター等の管理運営に関する対象文書のうち乙が甲に提出したものは、甲の行政文書として開示の請求の対象となる。

4 甲は、乙が行うセンター等の管理運営に関する情報の公開が不十分であると認めるときは、必要な指示をすることができる。

(公益通報)

第22条 乙の役員及び乙の従事者は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号。以下「公益通報要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、公益通報要綱第4条に定める通報窓口に公益通報することができる。

2 乙の役員及び乙の従事者は、甲又は公益通報要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 乙の役員及び乙の従事者は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(指定の取り消し等)

第23条 甲は、条例第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合、指定管理者の指定を取り消すことができる。

2 甲は、乙が指定管理者の業務の基準等を満たしていないと判断した場合は、乙に是正勧告を行うことができる。この場合において、是正勧告にもかかわらず乙が勧告の対象となった事項を改善しないときは、甲は、条例第6条第1項に該当すると認めて乙の指定を取り消すことができる。

3 乙の指定の取り消しが乙の責に帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(事故発生時における報告義務)

第24条 乙は、管理運営業務を履行するにあたり、事故が発生したときは甲に対し、直ちにその報告を行い、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第25条 乙は、センター等の管理運営に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに、甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(行為の制限)

第26条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(法令遵守)

第27条 乙は、第3条第2項各号に規定する業務を行うにあたり労働基準法、労働安

全衛生法その他労働関係法令を遵守しなければならない。

(次期指定管理者への引き継ぎ)

第28条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しに伴う指定管理者の交代があった場合は、本仮協定書に基づく業務に従って収集した情報や作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含め、市民サービスの低下を招かないように、甲及び次期指定管理者に事務を引き継がなければならない。

(評価の実施)

第29条 乙は、甲が事業の実施状況について評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴集するためのアンケート
- (2) 利用者の意見等の集計を基にした意見交換会
- (3) 意見交換会の実施に必要な資料の作成
- (4) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、意見交換会等による甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(疑義の解釈)

第30条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第31条 この協定書は、箕面市議会において、センター等に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決を得られなかつたとき（否決の議決を含む。）は、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月28日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上島一彦印

乙 箕面市萱野五丁目8番1号
一般財団法人箕面市医療保健センター

理事長 稲野公一印

【別紙】

災害時等の対応に関する事項

1 防災マニュアルの必須記載事項

防災マニュアルには、以下の事項を記載するものとする。

- ・施設利用者の安全確保策（避難誘導等）
- ・閉館時の地震発生時の初動体制
- ・風水害発生のおそれがある場合の対応体制
- ・甲との緊急連絡体制

2 地震時の対応

- ① 受付時間外等の閉館時において、震度4以上の地震が発生したときは、2名以上の従事者が施設に自動参集し、施設及び設備の点検、二次災害の防止等を行うものとする。
- ② 災害により施設を休館している間は、1名以上の従事者が施設に勤務し、箕面市災害対策本部の指示のもと、管理業務に従事するとともに、施設・設備の復旧作業に協力するものとする。
- ③ 災害により施設を休館している間において、施設は、箕面市災害対策本部の指定する用途に使用するものとし、施設の車両は、当該用途に資する範囲で甲が使用できるものとする。

3 風水害時の対応

- ① 台風、豪雨等により災害発生の危険が予測されるときは、甲の指示に従い、施設閉館後も1名以上の従事者を施設に待機させるものとする。
- ② 受付時間外等の閉館時において、台風、豪雨等により災害発生の危険が高まったときは、甲の指示に従い、1名以上の従事者が施設に参集するものとする。

【別紙】

指定管理者における個人情報保護の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製してはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

別添 省略